

合併公告

令和4年4月25日

債権者各位

大阪市西区江戸堀三丁目3番15号
株式会社ミライト・テクノロジーズ
代表取締役社長 遠竹 泰

当社は、令和4年7月1日を効力発生日として、株式会社ミライト・ホールディングス（東京都江東区豊洲五丁目6番36号、以下「甲」という）を存続会社、株式会社ミライト（東京都江東区豊洲五丁目6番36号、以下「乙」という）及び当社（丙）を消滅会社とする吸収合併を行い、甲は乙及び当社の権利義務全部を承継して存続し乙及び当社は解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、甲は会社法第796条第2項の規定に基づき、乙及び当社は同第784条第1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙及び当社の全株式を所有しておりますので、この吸収合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

記

- この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
- 各社の最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。
 - (甲) 金融商品取引法に基づく有価証券報告書提出済
 - (乙) <https://www.mrt.mirait.co.jp>
 - (丙) <https://www.miratec.co.jp>

以上